

富山県及び石川県の一部の地域における事業主掛金及び企業型年金加入者掛金に関する納付の期限を指定する件

○厚生労働省告示第二百十七号

確定拠出年金法施行規則（平成十三年厚生労働省令第一百七十五号）第十六条の二第二項及び第四項の規定に基づき、富山県及び石川県における事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の納付の特例（令和六年厚生労働省告示第四号）により、同条第一項又は第三項に規定する厚生労働大臣が定める場合として指定された場合（石川県七尾市、輪島市、珠洲市、羽咋郡志賀町並びに鳳珠郡穴水町及び能登町に係る場合を除く。）における同条第二項又は第四項に規定する厚生労働大臣が定める日は、令和六年七月三十一日とする。

令和六年六月十四日

厚生労働大臣 武見 敬三